

# TAX NEWS

## —平成 31 年度税制改正大綱が公表—

昨年 12 月 14 日に平成 31 年度税制改正大綱が公表されました。税制改正大綱とは、与党が税制調査会を中心に翌年度以降どのように税制を変えるべきか話し合い、まとめたものです。政府は大綱に従って通常国会に税制改正案を提出し、平成 31 年 3 月下旬の閣議決定後、法案成立されます。

今回は個人所得に関わりそうなものをピックアップしたいと思います。

### ◆ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

住宅に係る需要変動の平準化のため、平成 32 年末までの間、消費税率 10% が適用される住宅の取得等について、住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長し、13 年間とする。

11 年目以降の 3 年間については、消費税率 2% 引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設ける。  
(平成 31 年度税制改正大綱より抜粋)

現行では住宅ローン控除が受けられるのは 10 年間ですが、消費税増税後に取得した住宅については 13 年間控除を受けることができるようになります(消費税 10% が適用されるものに限る)。

### ◆ ひとり親(未婚)の非課税措置

子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認したうえで、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し個人住民税を非課税とする措置を講ずる(平成 31 年度税制改正大綱より抜粋)

住民税には法律婚の配偶者と離婚や死別した年収約 204 万円以下の一人親を非課税とする制度がありますが、今回の改正で、事実婚状態でないことを条件に、未婚の一人親についても同じ条件で住民税を非課税とすることとされました。なお、寡婦(夫)控除は現行通りとなり、所得税負担は残ることに対し、年収 365 万円までの約 10 万人弱を対象に手当として年 17,500 円が支給される見通しです。

### ◆ 車体課税の見直し

消費税の増税により、保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

(平成 31 年度税制改正大綱より抜粋)

自動車税の減税は、消費税増税後に購入した新車を対象に、保有者が毎年納める自動車税が恒久的に年 1,000 円~4,500 円引き下げられます。

エコカー減税では、自動車重量税、取得税の軽減割合を変更し、重量税の適用期限が 2 年延長、取得税の適用期限が 6 ヶ月延長されます。消費税増税後には自動車取得税は廃止される見込みです。

### ◆ その他

輸入するウィスキー等の酒税が、1ℓあたりで税率が引き上げられます。税率が上がると値上げになるとおられますので、ご購入はお早めに。

(文責 岸本 圭司)